

# 国内募集型企画旅行条件書

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

## 1、募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社中部キャラバン[愛知県名古屋市中東区上社 2 丁目 172 番地・愛知県知事登録旅行業 2-882 号]（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。
- (3) 旅行契約の内容、条件は、募集案内書、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

## 2、旅行の申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お 1 人様につき次の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。

旅行代金	3 万円	6 万円未満	10 万円未満	10 万円以上
お 申 込 金	6,000 円	12,000 円	20,000 円	30,000 円

- (2) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (3) 当社は電話による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込書と申込金を提出した時、成立するものとします。
- (4) 旅行契約を、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合は、当社が申込書と申込金を受領後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を発送した時に成立します。
- (5) 旅行参加中に特別な配慮を必要とするお客様は、予約申込時にお申し出ください。当社は、可能な範囲内でこれに応じます。

## 3、申込み条件

- (1) 未成年の方は保護者の同意書が必要です。15 才未満の方は保護者の同行を条件とすることがあります。
- (2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) 障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中など特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。慢性疾患または現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中の方は医師の診断書を提出していただきます。この場合、団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合はお申込みをお断りさせていただくか、または付添者の同行を条件とすることがあります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無について必ず添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。
- (6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

## 4、旅行契約書面と確定書面（最終日程表またはクーポン類）の交付

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 前号の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面（最終日程表またはクーポン類）を旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、確定書面お渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

## 5、旅行代金とお支払い方法

- (1) 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。  
ただし、お 1 人部屋を使用される等の追加料金がある場合にはこれを加算し、連泊割引等の割引料金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
- (2) 旅行代金は特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方に大人旅行代金を、満 6 歳以上（航空機利用のコースは満 3 歳以上）12 歳未満の方に子ども旅行代金を適用します。ただし、満 6 歳未満（航空機利用のコースは満 3 歳未満）の方でも座席、宿泊などを希望される場合は、子ども旅行代金の適用となります。
- (3) 本項 (1) (2) の旅行代金の額は、申込金、取消料、違約料および変更補償金の額を算出する際の基準となります。
- (4) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 6、旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。）
- (2) 旅行日程に記載した有料道路通行料、駐車料 (3) 旅行日程に記載した宿泊料金およびサービス料金
- (4) 旅行日程に記載した食事料金およびサービス料金 (5) 旅行日程に記載した観光料金（ガイド料金・入場料金）
- (6) 持込手荷物料金（各種運送機関で定めた持込手荷物の範囲を超えないもの）(7) 添乗員付コースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用
- (8) 上記各号に係る消費税等相当額 (9) 団体行動中のチップ  
上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 7、旅行代金に含まれないもの

第 6 項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（各種運送機関で定めた持込手荷物の範囲を超えるもの）
- (2) クリーニング代、電報・電話料、旅館・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係るサービス料金
- (3) 傷害、疾病に係る医療費等
- (4) お客様のご希望によりお 1 人部屋を使用される場合の追加料金
- (5) 希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金
- (6) ご自宅と発着地間の交通費、宿泊費等
- (7) 上記各号に係る消費税等諸税相当額

## 8、旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9、旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、当社はその変動差額だけ旅行代金を変更します。ただし、サービスの提供が行なわれているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことにより費用が増加したときはこの限りではありません。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10、お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。なお、交替に要する費用があるときはその費用をいただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。
- (3) 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は本条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

11、旅行契約の解除・払戻し

(1) 旅行開始前の解除・払戻し

① お客様の解除権

ア、お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とはお客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。

(ア) 貸切船舶利用以外の旅行契約

旅行契約の解除期日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	a) 20日目にあたる日（日帰り旅行にあつては10日目にあたる日）から8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
	b) 7日目にあたる日から2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
c) 旅行開始の日の前日		旅行代金の40%
d) 旅行開始日当日		旅行代金の50%
e) 旅行開始後または無連絡不参加の場合		旅行代金の100%

●当社の責任によらず、各種ローンの取扱手続上の事由により契約を解除される場合も上表の取消料をお支払いいただきます。

●お客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も上表の取消料をお支払いいただきます。

(イ) 貸切船舶を利用する旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。

- イ、お客様のご都合で旅行開始日を変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込みいただくことになります。この場合当社は、本号①の旅行契約の解除期日に基づく取消料を申し受けます。
- ウ、お客様は、次の各一に該当するときは、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - a) 第9項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
  - b) 第9項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
  - c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - d) 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

エ、当社は、本号①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差引いた額を払戻します。取消料を申込金がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本号①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻します。

オ、お客様の任意で旅行サービスの一部を受領されなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払戻しをいたしません。

② 当社の解除権

ア、お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは当社は、旅行契約を解除することがあります。この場合、本項(1)の①のイに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ、次の各一に該当するときは、当社は、旅行契約を解除することがあります。

- a) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。

この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに、また日帰り旅行にあつては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

エ、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

フ、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ、当社は、本号②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差引いた額を払戻します。また、本号②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻します。

(2) 旅行開始後の解除・払戻し

① お客様の解除権

ア、お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻しをいたしません。

イ、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る全額を払戻します。

② 当社の解除権

- ア、旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ、解除の効果および払戻し

当社が前アにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差引いた額を払戻します。

ウ、本号②のア a.c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地に戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

12、旅行代金の払戻し

当社は、第9項の規定により旅行代金を減額した場合、または前11項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻します。

13、旅程管理

当社は、次に掲げる義務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。ただし、当社がお客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しした場合は、この限りではありません。

- お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

14、当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

15、添乗員の業務

- 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあってはその代行者(バス乗務員)が行いますが、総括旅程管理は当社にて行います。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

16、当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- 本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお1人様あたり15万円までとします。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお1人様あたり15万円までとします。

17、特別補償

- 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。
- お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

18、お客様の責任

お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規程を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けず。

19、オプションプラン

- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施するオプションプランのうち、当社が企画・実施するものの第17項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- 当社以外の者が主催するオプションプラン(オプションツアー)に参加された場合、当社は第17項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

20、旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①②を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。なお、当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
  - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行なわれているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
カ. 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

②第11項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した内容から契約書面に記載した範囲内の条件への変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更内容	一件あたりの率(%)	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客 様に通知した場合
①契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面又は、募集(パンフレット)に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記の①～⑦に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1宿泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。  
注2:④または⑦に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1変更として取扱います。  
注3:⑧に掲げる変更については①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用します。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

#### 21. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

#### 22. 個人情報の取扱について

- 当社及びチラシの「販売店」記載欄の受託旅行者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡の為や旅行・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領の為の手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 当社及び販売店が取扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- 当社は、旅先でのお客様のお買い物等の便宜の為、お客様の個人データを販売会社等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、住所・電話等旅行・宿泊機関に必要な個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供停止を希望される場合は、申込の際にお申出ください。
- 上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、旅行申込の窓口等でご確認ください。なお、販売店の個人情報取扱いに関する方針については、お客様ご自身で販売店にてご確認ください。

#### 23. その他

- お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- このご旅行条件は2016年7月1日を基準としております。

#### 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

### 《旅行企画・実施》株式会社中部キャラバン

名古屋市中東区上社2丁目172番地  
愛知県知事登録旅行業2-882号 電話(052)771-5171  
総合旅行業務取扱管理者 渡邊 修

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、遠慮なく、総合旅行業務取扱管理者におたずねください。